

2016年9月21日

各位

昭和リース株式会社

## 株式交換による当社の株式会社新生銀行完全子会社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社新生銀行（以下、「新生銀行」）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を、2016年12月1日を効力発生日として実施することを決議し、本日付で当社と新生銀行との間で株式交換契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本株式交換は、2016年11月11日開催予定の当社臨時株主総会での承認を条件としております。

### 記

#### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

新生銀行では、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」を定め、これに沿って、安定的・持続的な成長を可能とするビジネスモデルを構築するため、2016年度から2018年度を対象期間とする第三次中期経営計画（以下、「新生銀行第三次中計」）を推進しております。

また当社でも、「中小企業のよきパートナーとなる」を基本方針とした中期経営計画（以下、「当社中計」）を2016年度から開始しており、新生銀行グループとの協働や外部パートナーとのアライアンスを促進し、金利競争に巻き込まれ難い差別化されたサービスの提供に取り組んでおります。

本株式交換は、新生銀行第三次中計の施策の一環として実施されるもので、当社が新生銀行の完全子会社となることで、グループ経営の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、新生銀行の「中長期ビジョン」や第三次中計にて掲げるグループ融合を迅速に進めることにより、革新的金融イノベーターを目指して新生銀行グループの企業価値の最大化を図るとともに、当社中計の実現にも繋げてまいります。

なお、当社の上位株主である株式会社りそな銀行（以下、「りそな銀行」）と当社は、2005年2月に当社が新生銀行の子会社となった以降も、顧客基盤の拡充に向けて連携を図ってまいりました。当社は、今後も、りそな銀行との業務連携を維持・強化していく方針です。

#### 2. 本株式交換の要旨

##### （1）本株式交換の日程

株式交換取締役会決議日	(両社)	2016年9月21日
株式交換契約締結日	(両社)	2016年9月21日
株式交換契約承認臨時株主総会基準日公告日	(当社)	2016年10月12日（予定）
株式交換契約承認臨時株主総会基準日	(当社)	2016年10月26日（予定）
株式交換契約承認臨時株主総会開催日	(当社)	2016年11月11日（予定）

株式交換実施日(効力発生日)		2016年12月1日(予定)
----------------	--	----------------

(注)新生銀行については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ずして本株式交換を行う予定です。

## (2) 本株式交換の方式

新生銀行を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

## (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	新生銀行 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	2.17

### ①株式割当比率

当社普通株式1株に対して、新生銀行普通株式2.17株を割当交付します。ただし、新生銀行が現時点で保有する当社普通株式301,651,206株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

### ②本株式交換により交付する株式

新生銀行は、本株式交換に際して、新生銀行普通株式10,037,782株(予定)を本株式交換により新生銀行が当社株式(新生銀行が保有する当社の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」)の当社の株主(新生銀行を除く。)に対して割当交付しますが、割当交付する新生銀行普通株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株発行は行わない予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が保有する自己株式および当社が基準時までに保有することとなる自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含む。)の全部を、基準時までに消却する予定であり、当社が基準時までに保有することとなる自己株式数などにより、新生銀行が交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

## (4) 新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

当社は、新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行しておらず、該当事項はありません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

### (1) 割当ての内容の根拠および理由

上記2(3)①に記載の割当比率(以下、「本株式交換比率」)の算定に当たって公平性・妥当性を期すため、株式会社KPMG FAS(以下、「KPMG FAS」)が第三者算定機関として選定され、当社および新生銀行はKPMG FASから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に交換比率を慎重に検討し、当事者間で協議・交渉を重ねました。その結果、当社および新生銀行は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催された両社の取締役会にお

いて本株式交換比率を決定し、合意いたしました。なお、割当ての内容の前提として、当社および新生銀行のいずれも大幅な増減益などは見込んでおりません。

#### (2) 算定機関との関係

KPMG FASは、当社および新生銀行から独立した第三者算定機関であり、当社および新生銀行の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### (3) 算定の概要

KPMG FASは、新生銀行の普通株式については、新生銀行の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから株式市価法を、非上場会社である当社の普通株式については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから株価倍率法、および将来の事業活動の状況を評価に反映する観点からディスカウンテッド・キャッシュフロー法を、それぞれ採用して分析し、その結果を総合的に勘案して株式交換比率の算定を行いました。

なお、当社は、KPMG FASより、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

### 4. 当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	株式会社新生銀行	昭和リース株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	東京都文京区後楽一丁目4番14号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 工藤 英之	代表取締役社長 清谷 清弘
(4) 事業内容	銀行業	リース業
(5) 資本金 (2016年3月31日現在)	512,204百万円	29,360百万円
(6) 設立年月	1952年12月	1969年4月
(7) 発行済株式数 (2016年3月31日現在)	2,750,346千株	309,000千株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主および持株比率 (2016年3月31日現在)	SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111) 11.76% 預金保険機構 9.78% 株式会社整理回収機構 7.27% SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) 4.01% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3.55%	株式会社新生銀行 96.98% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 0.64% 株式会社りそな銀行 0.48% 昭和リース社員持株会 0.42% 株式会社シンニッタン 0.16%

(10)直前事業 年度の財政状 況および経営 成績(連結)	決算期	2016年3月期	2016年3月期
純資産		793,124百万円	101,271百万円
総資産		8,928,789百万円	528,355百万円
1株当たり 純資産		294円41銭	330円16銭
経常収益 (売上高)		375,732百万円	104,636百万円
営業利益		—	5,209百万円
経常利益		62,090百万円	4,978百万円
親会社株主に 帰属する 当期純利益		60,951百万円	8,218百万円
1株当たり当 期純利益金額		22円96銭	26円83銭

(注)当社は、自己株式として普通株式2,723,088株(発行済株式の総数に占める持株数の割合0.88%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## 5. 本株式交換後の状況

本株式交換による両社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期の変更はありません。

以上

【本件に関するお問い合わせ】 昭和リース株式会社 経営管理部 電話:03-4284-1180